

西宮市立高等学校規則等の一部を改正する規則制定の件

西宮市立高等学校規則等の一部を改正する規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和4年3月31日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和4年4月13日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立高等学校規則等の一部を改正する規則

(西宮市立高等学校規則の一部改正)

第1条 西宮市立高等学校規則(昭和36年度西宮市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(成年に達した生徒等に係る読替え等)

第21条の2 学校に入学しようとする者又は生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第14条、第15条第1項第2号及び第15条第2項の規定は、適用しない。

第7条	保護者(子に対して、親権を行なう者、親権を行なう	入学願書(第1号の2様式)
-----	--------------------------	---------------

	者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)と連署した入学願書(第1号様式)	
第11条第1項	保護者と連署した休学願(第2号様式)	休学願(第2号の2様式)
第12条第1項	保護者と連署した復学願(第3号様式)	復学願(第3号の2様式)
第13条第1項	保護者と連署した転学願(第4号様式)または、転籍(転科)願(第5号様式)	転学願(第4号の2様式)または、転籍(転科)願(第5号の4様式)
第13条の2第1項	保護者と連署した留学願(第5号の2様式)	留学願(第5号の5様式)
第13条の2第3項	保護者と連署した復帰願(第5号の3様式)	復帰願(第5号の6様式)
第16条	保護者	生徒が死亡したときにあってはその親族又は同居者、生徒が住所又は氏名を変更したときにあってはその生徒
第18条	保護者と連署した退学願(第8号様式)	退学願(第8号の2様式)

(西宮市立西宮支援学校学則の一部改正)

第2条 西宮市立西宮支援学校学則(昭和34年西宮市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(高等部入学の手続)

第11条 高等部に入学しようとする者は、保護者(児童等に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。)と連署した入学願書(様式第1号)に必要な書類を添えて、校長に提出しなければならない。

第13条の3第3項を次のように改める。

3 高等部に在学中の生徒が転学しようとするときは、保護者と連署した転学願(様式第4号)を、疾病その他の理由で退学しようとするときは、保護者と連署した退学願(様式第5号)を校長に提出しなければならない。

第14条を次のように改める。

(成年に達した生徒等に係る読替え)

第14条 学校に入学しようとする者又は生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条	保護者(児童等に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。)と連署した入学願書(様式第1号)	入学願書(様式第1号の2)
第13条の3第3項	高等部に在学中の生徒が転学しようとするときは、保護者と連署した転学願(様式第4号)を、疾病その他の理由で退学しようとするときは、保護者と連署した退学願(様式第5号)	高等部に在学中の生徒が転学しようとするときは、転学願(様式第4号の2)を、疾病その他の理由で退学しようとするときは、退学願(様式第5号の4)
第13条の4第1項	保護者と連署した留学願(様式第5号の2)	留学願(様式第5号の5)
第13条の4第3項	保護者と連署した復帰願(様式第5号の3)	復帰願(様式第5号の6)

(西宮市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 西宮市立高等学校の通学区域に関する規則(平成12年西宮市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒等 高等学校に入学しようとする者又は高等学校の生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。

(3) 保護者等 保護者をいい、生徒等が成年に達した場合は、当該生徒等をいう。

第2条の表備考1中「保護者（子に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）」を「保護者等」に、同表備考2中「保護者」を「保護者等」に改める。

第3条第1項中「高等学校に入学しようとする者又は高等学校の生徒」を「生徒等」に、「保護者」を「保護者等」に改める。

第3条第2項中「本人及び保護者」を「本人及び保護者（本人が成年に達した場合は本人のみ）」に、同条第3項中「本人及び保護者」を「本人及び保護者（本人が成年に達した場合は本人のみ）」に改める。

第5条中「本人及び保護者」を「本人及び保護者（本人が成年に達した場合は本人のみ）」に改める。

（西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正）

第4条 西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則（昭和41年西宮市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第2条の3中「なつた」を「なった」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

授業料等の減額又は免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいい、申請者が成年に達した場合であって当該申請者が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者をいう。）と連署した授業料減額、免除申請書（以下「申請書」という。）に、授業料の免除又は授業料の減額を受けようとする理由を証する書類を添えて、在籍する学校の校長を経て委員会に提出しなければならない。

第6条中「なつた」を「なった」に、「あつた」を「あった」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」の施行に対応するため。

西宮市立高等学校規則

改 正 案

現 行

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成19年西宮市教育委員会規則第4号）第44条の規定に基づき、西宮市立高等学校（以下「学校」という。）の入学、休学、転学、その他学事等について、必要な事項を定める。

(課程及び学科)

第2条 学校の課程及び学科は、次のとおりとする。

高等学校名	課程	学科名
西宮市立西宮高等学校	全日制	普通科
	全日制	グローバル・サイエンス科
西宮市立西宮東高等学校	全日制	普通科

(生徒定員)

第3条 生徒定員は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が、別に定める。

(修業年限)

第4条 学校の修業年限は、3年とする。

第2章 学期及び休業日

(学期)

第5条 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から 12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、委員会の承認を得て、学期を変更することができる。

第6条 削除

第3章 入学、休学、転学、卒業等

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成19年西宮市教育委員会規則第4号）第44条の規定に基づき、西宮市立高等学校（以下「学校」という。）の入学、休学、転学、その他学事等について、必要な事項を定める。

(課程及び学科)

第2条 学校の課程及び学科は、次のとおりとする。

高等学校名	課程	学科名
西宮市立西宮高等学校	全日制	普通科
	全日制	グローバル・サイエンス科
西宮市立西宮東高等学校	全日制	普通科

(生徒定員)

第3条 生徒定員は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が、別に定める。

(修業年限)

第4条 学校の修業年限は、3年とする。

第2章 学期及び休業日

(学期)

第5条 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から 12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、委員会の承認を得て、学期を変更することができる。

第6条 削除

第3章 入学、休学、転学、卒業等

(入学願書)

第7条 学校の第1学年に入学しようとする者は、保護者（子に対して、親権を行なう者、親権を行なう者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）と連署した入学願書（第1号様式）を、出身中学校長又は義務教育学校長を経て、西宮市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年西宮市教育委員会規則第6号）の定めるところにより、志願する学校の校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第8条 入学者の選抜は、兵庫県教育委員会が定める兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱、西宮学区複数志願選抜生徒募集要項、西宮市立西宮高等学校普通科特色選抜入学者募集要項、西宮市立西宮高等学校グローバル・サイエンス科入学者募集要項、西宮市立西宮東高等学校普通科数理・科学コース入学者募集要項又は西宮市立西宮東高等学校普通科人文・社会科学コース入学者募集要項により行うものとする。

(入学許可の時期)

第9条 第1学年に入学を許可する時期は4月1日とする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(編入学)

第10条 第2学年以上に入学しようとする者は、第7条の規定に準じて、入学願書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、教育上支障がない場合には、前項の編入学を許可することができる。

(休学)

第11条 病気その他、やむを得ない理由により3か月をこえて出席することができないため休学しようとする生徒は、これを証明することのできる書類を添え、保護者と連署した休学願（第2号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の理由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長は、特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(復学)

(入学願書)

第7条 学校の第1学年に入学しようとする者は、保護者（子に対して、親権を行なう者、親権を行なう者がいないときは、後見人をいう。以下同じ。）と連署した入学願書（第1号様式）を、出身中学校長又は義務教育学校長を経て、西宮市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年西宮市教育委員会規則第6号）の定めるところにより、志願する学校の校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第8条 入学者の選抜は、兵庫県教育委員会が定める兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱、西宮学区複数志願選抜生徒募集要項、西宮市立西宮高等学校普通科特色選抜入学者募集要項、西宮市立西宮高等学校グローバル・サイエンス科入学者募集要項、西宮市立西宮東高等学校普通科数理・科学コース入学者募集要項又は西宮市立西宮東高等学校普通科人文・社会科学コース入学者募集要項により行うものとする。

(入学許可の時期)

第9条 第1学年に入学を許可する時期は4月1日とする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(編入学)

第10条 第2学年以上に入学しようとする者は、第7条の規定に準じて、入学願書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、教育上支障がない場合には、前項の編入学を許可することができる。

(休学)

第11条 病気その他、やむを得ない理由により3か月をこえて出席することができないため休学しようとする生徒は、これを証明することのできる書類を添え、保護者と連署した休学願（第2号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の理由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長は、特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(復学)

第12条 生徒が、休学の期間内にその理由が、止んで復学しようとするときは、これを証明することのできる書類を添え、保護者と連署した復学願（第3号様式）を、校長に提出しなければならない。

2 校長は前項の場合、教育上に支障がないと認めるときは、復学を許可することができる。
（転学、転籍および転科等）

第13条 生徒が転学、転籍または転科しようとするときは、それぞれ保護者と連署した転学願（第4号様式）または、転籍（転科）願（第5号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、教育上支障がないと認めるときは、転入学を許可することができる。

3 転籍または転科は、欠員があり、かつ特別の理由があるときに限り校長は許可することができる。

（留学）

第13条の2 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学願（第5号の2様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校への留学を許可することができる。

3 留学中の生徒が在籍校に復帰するときは、保護者と連署した復帰願（第5号の3様式）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（保証人）

第14条 保護者は、生徒の保証人を定め、校長に届け出なければならない。

2 前項の保証人は、校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。

3 保護者または保証人が、住所を変更したときは、直ちに校長に届け出なければならない。

（宣誓等）

第15条 生徒が入学を許可されたときは、入学許可の日から10日以内に次の書類を校長に提出しなければならない。

(1) 宣誓書（第6号様式）

(2) 誓約書（第7号様式）

第12条 生徒が、休学の期間内にその理由が、止んで復学しようとするときは、これを証明することのできる書類を添え、保護者と連署した復学願（第3号様式）を、校長に提出しなければならない。

2 校長は前項の場合、教育上に支障がないと認めるときは、復学を許可することができる。
（転学、転籍および転科等）

第13条 生徒が転学、転籍または転科しようとするときは、それぞれ保護者と連署した転学願（第4号様式）または、転籍（転科）願（第5号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、教育上支障がないと認めるときは、転入学を許可することができる。

3 転籍または転科は、欠員があり、かつ特別の理由があるときに限り校長は許可することができる。

（留学）

第13条の2 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学願（第5号の2様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校への留学を許可することができる。

3 留学中の生徒が在籍校に復帰するときは、保護者と連署した復帰願（第5号の3様式）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（保証人）

第14条 保護者は、生徒の保証人を定め、校長に届け出なければならない。

2 前項の保証人は、校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。

3 保護者または保証人が、住所を変更したときは、直ちに校長に届け出なければならない。

（宣誓等）

第15条 生徒が入学を許可されたときは、入学許可の日から10日以内に次の書類を校長に提出しなければならない。

(1) 宣誓書（第6号様式）

(2) 誓約書（第7号様式）

2 保護者または保証人が死亡、その他の理由により欠けたときは、直ちにこれにかわる者を定め前項に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。

(死亡等の届出)

第16条 生徒が死亡し、または住所、若しくは、氏名を変更したときは、保護者は直ちに校長に届け出なければならない。

(出席停止)

第17条 生徒が感染症にかかり、若しくは、そのおそれがあるときは、校長は学校医または保健所長の意見をきいて、出席停止を命ずることができる。

(退学)

第18条 生徒が疾病その他の理由により退学しようとするときは、保護者と連署した退学願(第8号様式)を校長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第19条 校長は、生徒の平素の成績を評価して、履修単位の修得および課程の修了を認定する。

2 校長は、第13条の2第2項の規定により留学を許可した生徒については、外国の高等学校における履修を在籍校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(卒業証書)

第20条 校長は、学校の課程を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書(第9号様式)を授与する。

(卒業の時期)

第21条 卒業の時期は、最終学年の3月とする。ただし、校長は、第13条の2第2項の規定により留学を許可した生徒については、学年の途中においても卒業を認めることができる。

(成年に達した生徒等に係る読替え等)

第21条の2 学校に入学しようとする者又は生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

2 保護者または保証人が死亡、その他の理由により欠けたときは、直ちにこれにかわる者を定め前項に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。

(死亡等の届出)

第16条 生徒が死亡し、または住所、若しくは、氏名を変更したときは、保護者は直ちに校長に届け出なければならない。

(出席停止)

第17条 生徒が感染症にかかり、若しくは、そのおそれがあるときは、校長は学校医または保健所長の意見をきいて、出席停止を命ずることができる。

(退学)

第18条 生徒が疾病その他の理由により退学しようとするときは、保護者と連署した退学願(第8号様式)を校長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第19条 校長は、生徒の平素の成績を評価して、履修単位の修得および課程の修了を認定する。

2 校長は、第13条の2第2項の規定により留学を許可した生徒については、外国の高等学校における履修を在籍校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(卒業証書)

第20条 校長は、学校の課程を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書(第9号様式)を授与する。

(卒業の時期)

第21条 卒業の時期は、最終学年の3月とする。ただし、校長は、第13条の2第2項の規定により留学を許可した生徒については、学年の途中においても卒業を認めることができる。

(新設)

れ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第14条、第15条第1項第2号及び第15条第2項の規定は、適用しない。

第7条	保護者（子に対して、親権を行なう者、親権を行なう者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）と連署した入学願書（第1号様式）	入学願書（第1号の2様式）
第11条第1項	保護者と連署した休学願（第2号様式）	休学願（第2号の2様式）
第12条第1項	保護者と連署した復学願（第3号様式）	復学願（第3号の2様式）
第13条第1項	保護者と連署した転学願（第4号様式）または、転籍（転科）願（第5号様式）	転学願（第4号の2様式）または、転籍（転科）願（第5号の4様式）
第13条の2第1項	保護者と連署した留学願（第5号の2様式）	留学願（第5号の5様式）
第13条の2第3項	保護者と連署した復帰願（第5号の3様式）	復帰願（第5号の6様式）
第16条	保護者	生徒が死亡したときにあつてはその親族又は同居者、生徒が住所又は氏名を変更したときにあつてはその生徒
第18条	保護者と連署した退学願（第8号様式）	退学願（第8号の2様式）

第4章 懲戒

(懲戒)

第22条 校長は、生徒が次の各号の一に該当すると認めるときは、懲戒としての退学およ

第4章 懲戒

(懲戒)

第22条 校長は、生徒が次の各号の一に該当すると認めるときは、懲戒としての退学およ

び停学の処分を行なうことができる。

- (1) 学業成績または操行が不良となつたとき。
- (2) 正当の理由なくして、出席しないとき。
- (3) 生徒としての本分に反し、生徒として適当でないとき。

2 前項の規定により懲戒したときは、校長は直ちにその氏名および理由を委員会に報告しなければならない。

第5章 授業料徴収

(授業料の徴収)

第23条 授業料の額及び徴収方法は、西宮市立高等学校授業料等徴収条例（昭和43年西宮市条例第38号）の定めるところによる。

2 生徒が、授業料を正当な理由がなく、所定の期日から3か月を経過しても納付しないときは、校長は、出席停止を命ずることができる。

(授業料の減免)

第24条 経済的理由により、学資支弁の困難な生徒の授業料減免については、西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則（昭和41年西宮市教育委員会規則第17号）の定めるところによる。

第6章 補則

(学則)

第25条 校長は、この規則その他の法令に基づいて、学則を定めるものとする。

2 校長は、前項の学則を定め、または変更するときはあらかじめ委員会に届け出なければならない。

び停学の処分を行なうことができる。

- (1) 学業成績または操行が不良となつたとき。
- (2) 正当の理由なくして、出席しないとき。
- (3) 生徒としての本分に反し、生徒として適当でないとき。

2 前項の規定により懲戒したときは、校長は直ちにその氏名および理由を委員会に報告しなければならない。

第5章 授業料徴収

(授業料の徴収)

第23条 授業料の額及び徴収方法は、西宮市立高等学校授業料等徴収条例（昭和43年西宮市条例第38号）の定めるところによる。

2 生徒が、授業料を正当な理由がなく、所定の期日から3か月を経過しても納付しないときは、校長は、出席停止を命ずることができる。

(授業料の減免)

第24条 経済的理由により、学資支弁の困難な生徒の授業料減免については、西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則（昭和41年西宮市教育委員会規則第17号）の定めるところによる。

第6章 補則

(学則)

第25条 校長は、この規則その他の法令に基づいて、学則を定めるものとする。

2 校長は、前項の学則を定め、または変更するときはあらかじめ委員会に届け出なければならない。

西宮市立西宮支援学校学則

改正案	現行
<p>第1章 総則</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 西宮市立西宮支援学校(以下「学校」という。)の学則については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条の規定に基づき、西宮市に居住する肢体不自由の学齢児童、生徒及び高等学校生徒(以下「児童等」という。)に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>(助言又は援助)</p> <p>第2条の2 学校においては、前条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校の要請に応じて、幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>第2章 組織及び編制</p> <p>(部の組織)</p> <p>第3条 学校には、小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>(高等部の定員)</p> <p>第4条 高等部の定員は、45人とする。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第5条 学校の職員組織は、別に定める。</p> <p>第3章 学年、学期</p> <p>(学年)</p> <p>第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(学期)</p> <p>第7条 学年に分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から8月31日まで</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 西宮市立西宮支援学校(以下「学校」という。)の学則については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条の規定に基づき、西宮市に居住する肢体不自由の学齢児童、生徒及び高等学校生徒(以下「児童等」という。)に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>(助言又は援助)</p> <p>第2条の2 学校においては、前条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校の要請に応じて、幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>第2章 組織及び編制</p> <p>(部の組織)</p> <p>第3条 学校には、小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>(高等部の定員)</p> <p>第4条 高等部の定員は、45人とする。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第5条 学校の職員組織は、別に定める。</p> <p>第3章 学年、学期</p> <p>(学年)</p> <p>第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(学期)</p> <p>第7条 学年に分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から8月31日まで</p>

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 削除

第4章 教育課程、授業日数、授業時数及び学科

(教育課程、授業日数、授業時数及び学科)

第9条 教育課程、授業日数及び授業時数は、小学校、中学校及び高等学校に準じて、校長が西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て定める。

2 高等部の学科は、普通科とする。

(授業終始の時刻)

第10条 学校の授業終始の時刻は、校長が定める。

第5章 入学、転学及び退学

(高等部入学の手続)

第11条 高等部に入学しようとする者は、保護者（児童等に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）と連署した入学願書（様式第1号）に必要な書類を添えて、校長に提出しなければならない。

(入学の許可等)

第12条 小学部または中学部への入学は、委員会の就学校指定に基づき、校長が承諾する。

2 高等部への入学は、第4条の規定に基づく定員の範囲内で選考の上、校長が許可する。

3 選考に関し必要な事項は、校長が定める。

(区域外就学の届出)

第13条 前条第1項の規定に基づき入学の承諾を受けた児童等の保護者は、区域外就学届出書（様式第2号）に入学承諾書（様式第3号）を添えて、委員会に提出しなければならない。

(転入学、編入学)

第13条の2 転入学または編入学を希望する者の入学手続きは前3条の規定を準用する。

2 編入学者の学年は、校長が決定する。

(転学、退学)

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 削除

第4章 教育課程、授業日数、授業時数及び学科

(教育課程、授業日数、授業時数及び学科)

第9条 教育課程、授業日数及び授業時数は、小学校、中学校及び高等学校に準じて、校長が西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て定める。

2 高等部の学科は、普通科とする。

(授業終始の時刻)

第10条 学校の授業終始の時刻は、校長が定める。

第5章 入学、転学及び退学

(高等部入学の手続)

第11条 保護者（児童等に対して親権を行う者をいう。以下同じ。）は、子を高等部に入学させようとするときは、入学願書（様式第1号）に必要な書類を添えて、校長に提出しなければならない。

(入学の許可等)

第12条 小学部または中学部への入学は、委員会の就学校指定に基づき、校長が承諾する。

2 高等部への入学は、第4条の規定に基づく定員の範囲内で選考の上、校長が許可する。

3 選考に関し必要な事項は、校長が定める。

(区域外就学の届出)

第13条 前条第1項の規定に基づき入学の承諾を受けた児童等の保護者は、区域外就学届出書（様式第2号）に入学承諾書（様式第3号）を添えて、委員会に提出しなければならない。

(転入学、編入学)

第13条の2 転入学または編入学を希望する者の入学手続きは前3条の規定を準用する。

2 編入学者の学年は、校長が決定する。

(転学、退学)

第13条の3 保護者は、小学部または中学部に在学中の児童等を市外転出等により他の学校に転学させようとするときは、住民異動届の写その他委員会が定める必要書類を委員会へ提出しなければならない。ただし、次項に該当するときは、この限りでない。

2 校長は、小学部または中学部に在学する児童等で、肢体不自由でなくなつたため、転学させることが適当と認められた者があつたときは、その者の氏名を委員会に通知しなければならない。

3 高等部に在学中の生徒が転学しようとするときは、保護者と連署した転学願（様式第4号）を、疾病その他の理由で退学しようとするときは、保護者と連署した退学願（様式第5号）を校長に提出しなければならない。

（留学）

第13条の4 高等部の生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学願（様式第5号の2）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校への留学を許可することができる。

3 留学中の高等部の生徒が在籍校に復帰するときは、保護者と連署した復帰願（様式第5号の3）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（成年に達した生徒等に係る読替え）

第14条 学校に入学しようとする者又は生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条	保護者（児童等に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）と連署した入学願書（様式第1号）	入学願書（様式第1号の2）
第13条の3第3項	高等部に在学中の生徒が転学しようとするときは、保護者と連署した転学願（様式第4号）を、疾病	高等部に在学中の生徒が転学しようとするときは、転学願（様式第4号の2）を、疾

第13条の3 保護者は、小学部または中学部に在学中の児童等を市外転出等により他の学校に転学させようとするときは、住民異動届の写その他委員会が定める必要書類を委員会へ提出しなければならない。ただし、次項に該当するときは、この限りでない。

2 校長は、小学部または中学部に在学する児童等で、肢体不自由でなくなつたため、転学させることが適当と認められた者があつたときは、その者の氏名を委員会に通知しなければならない。

3 保護者は、高等部に在学中の生徒を転学させるときは、転学願（様式第4号）を、疾病その他の理由で退学させるときは、退学願（様式第5号）を校長に提出しなければならない。

（留学）

第13条の4 高等部の生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学願（様式第5号の2）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校への留学を許可することができる。

3 留学中の高等部の生徒が在籍校に復帰するときは、保護者と連署した復帰願（様式第5号の3）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（欠席）

第14条 児童等が病気その他の理由により欠席するときは、保護者から校長に届け出なければならない。

	その他の理由で退学しようとするときは、保護者と連署した退学願（様式第5号）	病その他の理由で退学しようとするときは、退学願（様式第5号の4）
第13条の4第1項	保護者と連署した留学願（様式第5号の2）	留学願（様式第5号の5）
第13条の4第3項	保護者と連署した復帰願（様式第5号の3）	復帰願（様式第5号の6）

第6章 修業年限、教育課程の修了及び卒業の認定

（修業年限）

第15条 高等部の修業年限は、3年とする。

（教育課程の修了及び卒業）

第16条 各学年の課程の修了または卒業を認めるにあつては、児童等の平素の成績を評価して、校長が認定する。

2 校長は、第13条の4第2項の規定により留学を許可した高等部の生徒については、外国の高等学校における成績を在籍校における成績とみなし、各学年の課程の修了または卒業を認めることができる。

3 校長は、小学部、中学部または高等部の全課程を修了したと認める児童等には、卒業証書（様式第6号）を授与する。

第7章 賞罰

（表彰）

第17条 学校は、他の模範と認められる児童等を、表彰することができる。

（訓戒）

第18条 学校は、教育上必要があると認めるときは児童等に対し、訓戒を加えることができる。

第8章 補則

（実施の細目）

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

第6章 修業年限、教育課程の修了及び卒業の認定

（修業年限）

第15条 高等部の修業年限は、3年とする。

（教育課程の修了及び卒業）

第16条 各学年の課程の修了または卒業を認めるにあつては、児童等の平素の成績を評価して、校長が認定する。

2 校長は、第13条の4第2項の規定により留学を許可した高等部の生徒については、外国の高等学校における成績を在籍校における成績とみなし、各学年の課程の修了または卒業を認めることができる。

3 校長は、小学部、中学部または高等部の全課程を修了したと認める児童等には、卒業証書（様式第6号）を授与する。

第7章 賞罰

（表彰）

第17条 学校は、他の模範と認められる児童等を、表彰することができる。

（訓戒）

第18条 学校は、教育上必要があると認めるときは児童等に対し、訓戒を加えることができる。

第8章 補則

（実施の細目）

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

西宮市立高等学校の通学区域に関する規則

改 正 案	現 行																						
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域、入学及び転学等に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>生徒等</u> 高等学校に入学しようとする者又は高等学校の生徒をいう。</p> <p>(2) <u>保護者</u> 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) <u>保護者等</u> 保護者をいい、生徒等が成年に達した場合は、当該生徒等をいう。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 高等学校の通学区域（以下「学区」という。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">高等学校名</th> <th style="width: 15%;">学科名</th> <th style="width: 70%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">西宮市立西宮高等学校</td> <td>普通科</td> <td>西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区</td> </tr> <tr> <td>グローバル・サイエンス科</td> <td>兵庫県下全域</td> </tr> <tr> <td>西宮市立西宮東高等学校</td> <td>普通科</td> <td>西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 神戸市北区道場町生野1172番地に<u>保護者等</u>の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。</p> <p>2 西宮市山口町香花園に<u>保護者等</u>の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。</p> <p>(入学又は転学)</p> <p>第3条 <u>生徒等は、保護者等の住所がある学区の高等学校を志望し、又は当該高等学校に通</u></p>	高等学校名	学科名	通学区域	西宮市立西宮高等学校	普通科	西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区	グローバル・サイエンス科	兵庫県下全域	西宮市立西宮東高等学校	普通科	西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域、入学及び転学等に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 高等学校の通学区域（以下「学区」という。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">高等学校名</th> <th style="width: 15%;">学科名</th> <th style="width: 70%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">西宮市立西宮高等学校</td> <td>普通科</td> <td>西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区</td> </tr> <tr> <td>グローバル・サイエンス科</td> <td>兵庫県下全域</td> </tr> <tr> <td>西宮市立西宮東高等学校</td> <td>普通科</td> <td>西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 神戸市北区道場町生野1172番地に<u>保護者</u>（子に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。</p> <p>2 西宮市山口町香花園に<u>保護者</u>の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。</p> <p>(入学又は転学)</p> <p>第3条 <u>高等学校に入学しようとする者又は高等学校の生徒は、保護者の住所がある学区の</u></p>	高等学校名	学科名	通学区域	西宮市立西宮高等学校	普通科	西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区	グローバル・サイエンス科	兵庫県下全域	西宮市立西宮東高等学校	普通科	西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区
高等学校名	学科名	通学区域																					
西宮市立西宮高等学校	普通科	西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区																					
	グローバル・サイエンス科	兵庫県下全域																					
西宮市立西宮東高等学校	普通科	西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区																					
高等学校名	学科名	通学区域																					
西宮市立西宮高等学校	普通科	西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区																					
	グローバル・サイエンス科	兵庫県下全域																					
西宮市立西宮東高等学校	普通科	西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡及び神戸市北区																					

学しなければならない。ただし、転学しようとする場合において、当該高等学校に教育上支障があるときは、この限りでない。

2 高等学校に入学しようとする者は、本人及び保護者（本人が成年に達した場合は本人のみ）の住民票記載事項証明書を、高等学校長に提出しなければならない。ただし、兵庫県内の中学校及び義務教育学校の卒業見込者については、これを省略することができる。

3 高等学校に転学しようとする者は、本人及び保護者（本人が成年に達した場合は本人のみ）の住民票記載事項証明書を、在学する高等学校の校長を経て転学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、兵庫県内の高等学校在学者については、これを省略することができる。

（入学又は転学の取消し）

第4条 前条第1項の規定に違反した場合は、校長は、その生徒の入学又は転学の許可を取り消すものとする。

（住所変更の場合の特例）

第5条 本人及び保護者（本人が成年に達した場合は本人のみ）が学区外に住所を変更した場合において、本人が学年の途中で転学を希望しないときは、その学年中に限り、転学しようとする者が転学を許可されないときは、転学を許可されるまで、校長に届け出て、現に在学する高等学校に通学することができる。

（学区外からの入学、通学の特例）

第6条 非常変災その他特別な理由により、学区外から高等学校に入学しようとする者は、別記様式による申請書を出身中学校又は義務教育学校の校長及び現住地の市町村教育委員会（通学しようとする者は、別記様式による申請書を現に在学する高等学校の校長）を経て、兵庫県教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

（教育長への委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

高等学校を志望し、又は当該高等学校に通学しなければならない。ただし、転学しようとする場合において、当該高等学校に教育上支障があるときは、この限りでない。

2 高等学校に入学しようとする者は、本人及び保護者の住民票記載事項証明書を、高等学校長に提出しなければならない。ただし、兵庫県内の中学校及び義務教育学校の卒業見込者については、これを省略することができる。

3 高等学校に転学しようとする者は、本人及び保護者の住民票記載事項証明書を、在学する高等学校の校長を経て転学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、兵庫県内の高等学校在学者については、これを省略することができる。

（入学又は転学の取消し）

第4条 前条第1項の規定に違反した場合は、校長は、その生徒の入学又は転学の許可を取り消すものとする。

（住所変更の場合の特例）

第5条 本人及び保護者が学区外に住所を変更した場合において、本人が学年の途中で転学を希望しないときは、その学年中に限り、転学しようとする者が転学を許可されないときは、転学を許可されるまで、校長に届け出て、現に在学する高等学校に通学することができる。

（学区外からの入学、通学の特例）

第6条 非常変災その他特別な理由により、学区外から高等学校に入学しようとする者は、別記様式による申請書を出身中学校又は義務教育学校の校長及び現住地の市町村教育委員会（通学しようとする者は、別記様式による申請書を現に在学する高等学校の校長）を経て、兵庫県教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

（教育長への委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立高等学校授業料等徴収条例（昭和43年西宮市条例第38号。以下「徴収条例」という。）の施行について必要な事項を定める。</p> <p>(授業料を免除することができる者)</p> <p>第2条 委員会が、授業料の免除をすることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に準じる程度に生活に困窮していると認める世帯にある者</p> <p>(2) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由によりはなはだしく生活困難となった者</p> <p>(3) 前各号に掲げる者のほか、経済的事情その他特別の理由により教育上特に免除の必要があると認める者</p> <p>(休学者の授業料の免除)</p> <p>第2条の2 徴収条例第6条第1号に該当するときにおける授業料の額は、徴収条例第3条第1項の規定による授業料の月割徴収額に当該休学の月数を乗じて得た額を免除する。</p> <p>(授業料を減額することができる者)</p> <p>第2条の3 委員会が、授業料の減額をすることができる者は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となった者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、経済的事情その他特別の理由により教育上特に減額の必要があると認める者</p> <p>(授業料を減額する額)</p> <p>第3条 委員会が減額する授業料の額は、徴収条例第2条の規定により納付すべき授業料のうち、月割徴収額に委員会が必要と認めた月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(入学考査料及び入学料を免除することができる者)</p> <p>第4条 委員会が、入学考査料及び入学料を免除することができる者は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害により被害を受けた者で、特に免除の必要があると認める者とする。</p> <p>(授業料等の減額又は免除申請の手続き)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立高等学校授業料等徴収条例（昭和43年西宮市条例第38号。以下「徴収条例」という。）の施行について必要な事項を定める。</p> <p>(授業料を免除することができる者)</p> <p>第2条 委員会が、授業料の免除をすることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に準じる程度に生活に困窮していると認める世帯にある者</p> <p>(2) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由によりはなはだしく生活困難となった者</p> <p>(3) 前各号に掲げる者のほか、経済的事情その他特別の理由により教育上特に免除の必要があると認める者</p> <p>(休学者の授業料の免除)</p> <p>第2条の2 徴収条例第6条第1号に該当するときにおける授業料の額は、徴収条例第3条第1項の規定による授業料の月割徴収額に当該休学の月数を乗じて得た額を免除する。</p> <p>(授業料を減額することができる者)</p> <p>第2条の3 委員会が、授業料の減額をすることができる者は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となった者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、経済的事情その他特別の理由により教育上特に減額の必要があると認める者</p> <p>(授業料を減額する額)</p> <p>第3条 委員会が減額する授業料の額は、徴収条例第2条の規定により納付すべき授業料のうち、月割徴収額に委員会が必要と認めた月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(入学考査料及び入学料を免除することができる者)</p> <p>第4条 委員会が、入学考査料及び入学料を免除することができる者は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害により被害を受けた者で、特に免除の必要があると認める者とする。</p> <p>(授業料等の減額又は免除申請の手続き)</p>

第5条 授業料等の減額又は免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいい、申請者が成年に達した場合であって当該申請者が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者をいう。）と連署した授業料減額、免除申請書（以下「申請書」という。）に、授業料の免除又は授業料の減額を受けようとする理由を証する書類を添えて、在籍する学校の校長を経て委員会に提出しなければならない。

2 校長は、申請書を受理したときは、これに意見を記入し、委員会に送付しなければならない。

3 委員会は、校長から申請書の送付を受けたときは、その内容を審査し、授業料等の減額又は免除を決定し、その結果を、校長を経て申請者に通知するものとする。

（授業料等の減額又は免除の取消し）

第6条 前条第3項の決定を受けた者が、第2条各号又は第4条の規定に該当しなくなったときは、速やかにその旨を、校長を経て委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の届け出があつたとき、又はその事由が消滅したものと認めるときは、減額又は免除を取消すものとする。

3 授業料等の減額又は免除の申請について虚偽の事実が判明したときは、委員会は減額又は免除を取消すものとする。

（教育長への委任）

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

第5条 授業料等の減額又は免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）と連署した授業料減額、免除申請書（以下「申請書」という。）に、申請者と同一世帯に属する家族の前年度若しくは現年度の市民税額等又は災害その他の理由を証明する書類を添え、在籍する学校の校長を経て委員会に提出しなければならない。

2 校長は、申請書を受理したときは、これに意見を記入し、委員会に送付しなければならない。

3 委員会は、校長から申請書の送付を受けたときは、その内容を審査し、授業料等の減額又は免除を決定し、その結果を、校長を経て申請者に通知するものとする。

（授業料等の減額又は免除の取消し）

第6条 前条第3項の決定を受けた者が、第2条各号又は第4条の規定に該当しなくなったときは、速やかにその旨を、校長を経て委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の届け出があつたとき、又はその事由が消滅したものと認めるときは、減額又は免除を取消すものとする。

3 授業料等の減額又は免除の申請について虚偽の事実が判明したときは、委員会は減額又は免除を取消すものとする。

（教育長への委任）

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。